

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 7 月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	春日井市			
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
清掃職員	141 人	44 歳	302,338 円	400,519 円
学校給食員	15 人	53 歳	369,353 円	444,974 円
用務員	29 人	51 歳	322,634 円	370,408 円
運転手	2 人	38 歳		
その他	79 人	47 歳	304,065 円	365,718 円
全体	266 人	46 歳	308,724 円	390,070 円

「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職員の基本給である。

「平均給与月額」とは、給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を合計したものである。

個人が特定されるものについては公表しない。(2 人以下の項目)

【参考】民間企業の従業員（非正規の者を含む。）の状況

民間		
区分	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	43 歳	299,800 円
調理師	41 歳	281,400 円
用務員	54 歳	227,200 円
自家用乗用自動車運転手	51 歳	315,000 円

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成 16 年～18 年の 3 か年平均）を使用している。

春日井市職員が基本的にアルバイト等を除く正規職員の状況であるのに対し、民間企業の従業員には、アルバイト等非正規従業員を含んだ状況であり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

(平成19年4月1日現在 人)

区分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上
清掃職員	0	0	1	6	17	26	23	20	19	15	14	0
学校給食	0	0	0	0	0	0	2	1	2	3	7	0
用務員	0	0	0	1	0	0	3	4	8	7	6	0
運転手	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	2	6	24	17	10	9	10	0
全体	0	0	1	8	19	34	52	42	39	34	37	0

(3) 職員数の推移

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
職員数	358人	333人	307人	293人	280人	266人
指数	100	93	86	82	78	74

* 職員数は各年度4月1日の状況であり、指数は平成14年度を100とした割合である。

(4) その他給与に関する事項

ア 給料表 労務職給料表(国家公務員の行政職給料表(二)相当)
イ 手当

期末・勤勉手当	期末手当 3月分	勤勉手当 1.5月分
退職手当	自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分	勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
地域手当	支給率 10%	
特殊勤務手当	危険物、高圧ガスの取扱い 日額150円 交通を遮断せず道路の現場作業に従事 日額240円 し尿の収集運搬作業に従事 日額800円 ごみの収集運搬作業に従事 日額800円 公衆便所の清掃業務 日額500円 犬猫等の死体処理業務 1件150円 職長、職長補佐の業務 月額7,000円 作業主任の業務 月額6,000円 大型バスの運転業務 日額150円 マイクロバスの運転業務 日額120円 特殊車両の運転業務 日額100円 12月29日から1月3日までの間に勤務 時間 800円	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したとき	

扶養手当	配偶者 13,000 円 子等 1 人につき月 6,500 円 うち職員に配偶者がいない場合 1 人につき 11,000 円 16 歳から 22 歳までの子 1 人につき 5,000 円加算
住居手当	借家 家賃額に応じて最高 27,000 円（家賃が月額 12,000 円を超える者のみ支給） 持家 4,500 円
通勤手当	交通機関利用者 最高 55,000 円 交通用具使用者 住居から勤務場所までの経路距離に応じて 2,100 円～55,000 円
休日勤務手当	休日に勤務をしたとき

ウ 昇給基準 毎年 1 月 1 日を昇給日とし、前 1 年間に於ける勤務成績に応じ、標準 4 号給（57 歳を超える職員にあっては標準 2 号給）の昇給をする。

2 基本的な考え方

平成 14 年度以降 7 年間にわたり、退職不補充を原則に業務の一部民間委託、配置換え等の対応により 92 人の職員を削減してきた。今後ともこの方針の下、業務委託の推進、配置換えや再任用職員の活用等により職員数の削減に対応していくこととする。

給料、手当等については、国・県・県内各市の状況を参考に、適時改正等の判断をしていくこととする。

3 具体的な取組み内容

平成 20 年度中に中期的な業務合理化計画をまとめ、次年度から実施していくこととする。また、現在、一般事務職で実施している人事評価制度を労務職にも拡大し、今後の人材育成に活用できるよう検討していく。

4 その他

技能労務職員は、平成 19 年 4 月現在で 266 人在職しており、平均年齢は 46 歳となっている。今後は、年度別の定年退職者の状況も踏まえて、事務・事業の見直しや多様な任用形態、民間委託等も活用しながら合理的な業務遂行に努めていくこととする。